

建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の規定に基づく道路を次のとおり指定を取り消しました。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 23 年 2 月 2 日

京都市長 門 川 大 作

1 指定事項

指定番号	指定年月日	道路の名称	道路の幅員	道路の延長	道路の位置
第 399 号	平成 23. 1. 19	京都都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画) 都市計画事業伏見西部第四地区土地地区画整理事業施行地区内 計画道路	メートル 京都八幡線 18.0	メートル 688.00	京都都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画) 都市計画事業伏見西部第四地区土地地区画整理事業施行地区内
			メートル 横大路中通 横大路東西 2 号通 12.0	80.00	
			メートル 区画道路 8.0	394.90	
			7.6	46.00	
			6.0	234.50	
			5.0	60.00	
			5.6~5.8	43.00	
			4.0 (一部 8.0)	27.00	

2 縦覧時間

土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで (ただし、正午から午後 1 時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)